

公益財団法人長尾自然環境財団 理事の職務権限規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人長尾自然環境財団（以下「この法人」という。）の定款第27条の規定に基づき、理事の職務権限を定め、公益法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限

(理事)

第3条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

(理事長)

第4条 理事長の職務権限は、次に掲げるもののほか、別表のとおりとする。

- (1) 代表理事としてこの法人を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。
- (4) 特定資産を適切に運用管理する。
- (5) 毎事業年度開始の日の前日までに、事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を作成する。
- (6) 毎事業年度終了後、事業報告及び決算の書類を作成する。
- (7) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、毎事業年度の終了後の3箇月以内に、行政庁に提出する書類に記載する。

(常務理事)

第5条 常務理事の職務権限は、次に掲げるもののほか、別表のとおりとする。

(1) 理事長が定める担当業務を分掌し、執行する。

(2) 毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

2 理事長が欠けたとき又は事故あるときは、理事会が予め決定した順序によって、理事会を招集するなど理事長の職務を執行する。ただし、代表理事たる理事長の代表権に係る職務権限を除く。

(代行順序の決定)

第6条 前条第2項に規定する順序については、毎事業年度最初の理事会において決定するものとする。

第3章 補則

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

(別表) 理事の職務権限

決裁権者

No.	項目	決裁権者	
		理事長	常務理事
1	事務局職員を任免する。	○	
2	事務局の組織に関する必要事項を定める。	○	
3	人事及び給与制度の立案を行う。	○	
4	役員を含む福利厚生に関することを行う。		○
5	契約を締結する。	○	
6	支出を行う。		○
7	外部に対する重要な文書を発信する。	○	
8	外部に対する比較的重要な文書を発信する。		○
9	研究助成選考委員会の選考委員の委嘱を行う。	○	
10	国外出張の承認を行う。	○	
11	国内出張の承認を行う。	○	
12	職員の教育・研修に関することを行う。	○	